

高橋奨学金奨学生選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 高橋奨学金奨学生を選考するため、高橋奨学金奨学生選考委員会を設置する。

(委員)

第2条 選考委員は別表1のとおりとする。

(委員の業務)

第3条 選考委員は高橋奨学金奨学生申請者の提出した作文ごとに評点を行う。評点は、委員1人につき0.60点満点とし0.01点を単位とする。

(奨学生の決定)

第4条 奨学生の決定は、学校の成績による平均評点に作文評点を加算した合計点により採用順位を決定する。なお、合計点が同じ場合は総所得金額を基準所得で除した総所得基準の低い者から採用順位を決定する。

2 次の各号に該当する場合は、前項の総所得金額から相当額を控除することができる。

- (1) 家族に障害者がいる。
- (2) 家族に修学者がいる。

付 則

この要綱は平成18年10月1日より施行する。

この要綱は平成19年10月1日より施行する。

この要綱は平成22年10月1日より施行する。

この要綱は平成24年10月1日より施行する。

この要綱は平成26年10月1日より施行する。

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

別表1 (第2条関係)

学校支援部長
学校教育課長
学校保健安全課長
教育総務課長
学事課長